

●まちのお知らせ

お問い合わせは安八町役場 ☎ 64・3111

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が見直されます

後期高齢者医療制度の医療費は高齢化社会の進展により増加しており、制度を支える現役世代からの支援金、国費等も増加傾向にあります。被保険者の方には保険料という形で、医療費の一部を負担していただいているところですが、一定の方の保険料については、本来あるべき保険料額からさらに負担を抑える特例措置が続けられています。

しかしながら、被保険者間で保険料の格差が生じていること、支援している現役世代との不公平感も否めないことから、平成29年度の保険料から、この特例措置の一部が段階的に見直されます。今後も安心して後期高齢者医療制度を利用していただくための制度改正にご理解をお願いします。

- ①被用者保険※の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減
- ②保険料「所得割額」の軽減

	現 行	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度以降
被扶養者 軽 減	均等割 9 割	均等割 7 割	均等割 5 割	資格取得後 2 年間に限り 均等割 5 割軽減
所得割 軽 減	所得割 5 割	所得割 2 割	軽減なし	

※被用者保険とは協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。）

- ③保険料「均等割額」の軽減（2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を広げます）

軽減割合	平成 28 年度	平成 29 年度
5 割軽減	33 万円 + 26.5 万円 × 世帯の被保険者数	33 万円 + 27 万円 × 世帯の被保険者数
2 割軽減	33 万円 + 48 万円 × 世帯の被保険者数	33 万円 + 49 万円 × 世帯の被保険者数

【問い合わせ先】住民環境課 ☎ 64・7105 【直通】

清流の国ぎふ森林・環境税の継続について

県では、岐阜県の恵まれた森林・川などの自然環境の保全・再生に向けた取組みを早急かつ確実に進めるため、県民の皆さまにご協力をお願いし、平成24年4月から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入して、自然環境の保全・再生の取組みを行ってきました。

自然環境保全・再生には継続的な取組みが必要であり、またこの5年間のうちに新たな課題も明らかになってきたことから、平成29年度以降についても制度を継続し、取組みを推進することとしました。

県内に住所のある方や、事務所・事業所などを有する法人の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【税の使いみち（一例）】

- ・奥地にある水源林の整備、集落近くの里山林、生活保全林の整備、危険な樹木の除去
- ・有害鳥獣対策としてニホンジカ等の捕獲、外来生物の駆除、流域河川清掃

【税のしくみ】

- ・課税方式 県民税均等割に加算
- ・納める方 県民税均等割を納めている方（個人・法人）
- ・税 率 [個人] 年額 1,000 円（低所得者は非課税）
[法人] 年額 2,000 ～ 80,000 円
- ・課税期間 5 年間

【問い合わせ先】税の使いみちに関すること（森林について） 県庁恵みの森づくり推進課 ☎ 058・272・8472
税の使いみちに関すること（環境について） 県庁自然環境保全課 ☎ 058・272・8231
税のしくみに関すること 県庁税務課 ☎ 058・272・1153